

◎ 公共施設利用と環境保護関係

- (1) 多港湾ファミリーキャンプ場を除くすべての区域で**キャンプ及び野宿は禁止されています。**
- (2) **宿泊施設のご予約がない方の入島はできません。**（日帰りを除く）
- (3) 海岸・天上山等については、**直火（地面での焚き火）は禁止**となっております。（コンロも不可）
- (4) 神津島では、環境問題を考えゴミの分別を強化しております。皆様方がお出しになったゴミは、宿にお持ち帰り、分別処分して下さいますよう、お願いします。
- (5) **島内に生息する動植物（昆虫を含む）は、神津島自然保護条例等により、持ち出し等が禁止されています。**（罰金が科せられます。）

◎ 防犯及び事故防止関係

1. 火災防止等について

- (1) 村内・天上山・海岸での**焚き火は禁止**とします。
・バーベキュー施設として、名組湾に「ドンタクハウス」、長浜海岸に「ドンタク広場」を設置しています。ご利用の際は、役場 産業観光課へ申請して下さい。
※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のためバーベキュー施設は閉鎖中
- (2) 花火は、指定区域海岸で海に向かって行って下さい。なお**午後8時以降は禁止**とし、風の強い日は禁止とします。
花火指定区域は、前浜海岸とし、ロケット花火は禁止とします。
- (3) 花火の後始末（ゴミ）は必ず、責任を持って持ち帰るようにお願いします。
- (4) 歩きながらの喫煙や、ポイ捨ては火事の原因になりますので、絶対にしないで下さい。
- (5) 火を扱う際は、警察・消防団の指示に従って下さい。

2. 遊泳及びモリ使用について

- (1) お出かけの際は、行き先・お帰りの時間を宿へお知らせください。
- (2) 8月の約1ヶ月間、前浜・沢尻・赤崎の海水浴場では、9時～16時まで、ライフガードが配備されています。
※多幸湾丸島にライフガードの配備はありません
- (3) 海水浴場の指定がない海岸（返浜・千両池・多幸湾メイン）での遊泳は禁止されています。
- (4) ライフガード不在の海水浴場で遊泳をされる際には、十分注意して下さい。
 - ・神津島は、岸からすぐに水深が深くなる地形や、海岸から沖へと流れる**離岸流**があり危険ですのでご注意ください。
 - ・飲酒直後の遊泳は、絶対におやめください。気温と水温の差が大きく、体に負担がかかるため大変危険です。
 - ・赤崎での「飛び込み」は、潮の干満により海底に体がつく可能性もありますので、十分に気を付けてください。
 - ・前浜港～沢尻湾にかけては、禁漁区域となり、遊泳や釣りなど立ち入りも禁止されております。（懲役、罰金が科せられます）
 - ・イセエビ、アワビ、とこぶし、サザエ等は全地域で禁漁です。（懲役、罰金が科せられます）
 - ・神津島は、黒潮の恵みを受けておりますので、潮の流れがとても速く、一度沖に出ると岸に帰ってくる事が出来なくなることがあります。
「海は危険」ということを必ず思いながら、自らを過信しないようお願いいたします。

3. 釣り場での事故防止について

- (1) 釣りをする方は、マナーを守り、ライフジャケット、スパイクシューズを着用の上、安全な場所で行って下さい。
- (2) 港湾及び海岸において、関係者以外立ち入り禁止の表示がなされている場所への立ち入りはしないで下さい。

4. 他人に迷惑を及ぼす行為の禁止について

- (1) 夜間、付近の住民に迷惑のかかる騒音発生等の行為の自粛をお願いします。また、村内、前浜海岸等で酒宴はご遠慮下さい。

役場 産業観光課 tel 04992-8-0011
神津島観光協会 tel 04992-8-0321

◎ 交通関係

1. 交通規制について

- (1) 村内道路は、狭い上、一方通行路が多いことから運転や歩行される場合には、交通事故防止、安全運転等に努めて下さい。
- (2) レンタバイク・レンタサイクル等につきましては、ヘルメット着用をお願いします。
- (3) 13歳未満の子供につきましては、自転車でもヘルメット着用が義務付けられています。

2. 交通事故（トラブル）防止のための遵守事項について

- (1) お客様所有の自動車、又は、レンタカー以外の自動車の利用は、お控え下さい。
- (2) レンタカー・レンタバイクを借りる際は、必ず、**運転免許証の提示**をお願いします。また、**シートベルト・ヘルメットの着用**をお願いします。
- (3) 車両の鍵は、所有者が確実に管理して下さい。（所有者、借り主が責任を問われることがあります。）

※ 緊急事態宣言の発令等によりルールが変更になる場合があります。

美しい神津島の自然を大切にしましょう

